

明石市立学校園長 様

明 石 市 教 育 長

明石市立学校園におけるインフルエンザ患者発生時の臨時休業等の措置について（通知）

今冬のインフルエンザ患者集団発生に対しては、感染拡大の防止と学校機能等を考慮し、下記のとおり対応することとします。

なお、引き続き、個人の感染予防の取組み「①手洗いを徹底すること」「②十分な休養とバランスの良い食事を心がけること」「③マスク(咳エチケット)を励行すること」「④家庭における検温等の健康観察を徹底し、発熱、咳等のインフルエンザ様症状を呈した場合は、登校園を見合わせ、医療機関で受診すること」等によりインフルエンザの感染拡大防止に向けて適切にご対応願います。

## 記

### 1 個人への対応について

- インフルエンザ様症状を呈する者を外出させないことを徹底すること。
  - ① 各家庭における登校・登園前の健康観察(検温等)により、発熱している者や呼吸器症状を呈する者を幅広く休ませること。
  - ② インフルエンザ発症後は、他者への感染を防ぐために発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまでの出席停止措置、外出自粛の要請を行うこと。

### 2 学級閉鎖の対応について

- 学校園長は、インフルエンザ様疾患(発熱による欠席者等、疑似患者も含む)による 欠席者が学級の 20%に達した時点（目安として）で、直ちに学校医に報告するとともに、学級閉鎖の実施(閉鎖期間等)については、他学級や他学年の感染状況も踏まえ、学校医と相談の上、学校医の助言に基づき決定すること。また、学校園長は、同時に、教育委員会に現状や対応を報告すること。

### 3 臨時休業等に際しての指導

- 臨時休業等により出席停止となった児童生徒等やその保護者に対し、次の指導を行うこと。
  - ① 児童生徒等にインフルエンザ様症状が出た場合は、速やかに学校園に連絡すると

ともに、医療機関で受診するよう指導すること。

- ② 自宅での生活を基本とし、感染予防対策を励行するとともに、不要不急の外出を避けるよう指示徹底すること。
- ③ 特に、児童生徒同士の接触や繁華街への外出等は厳に慎むよう徹底すること。

#### 4 インフルエンザによる臨時休業の報告について

- 小・中・高等学校・特別支援学校からの報告については、兵庫県学校サーベイランスシステムの入力によるものとする。
  - ① 学校医と相談の上、臨時休業措置をとった際は、速やかに電話連絡すること。
  - ② 発生日の午前11時までに、兵庫県学校サーベイランスシステムに必要事項を入力すること。
- ※ 兵庫県学校サーベイランスシステムにおいては、欠席者がある場合は勿論、ない場合もゼロで入力が必要です。登校日には午前11時までに必ず入力願います。
- 幼稚園からの報告については、従来どおりとする。
  - ① 学校医と相談の上、臨時休業措置をとった際は、速やかに電話連絡すること。
  - ② 臨時休業措置（通報）用紙に必要事項を記入の上、発生日の午前11時までにFAXにて通報すること。（学校教育課 FAX：918-5111）